

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則 平成11年 6 月29日 島根県規則第80号 第 1 条～第13条 〔略〕	（趣旨） 第 1 条 この規則は、島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 第 2 条 〔略〕 （整備基準） 第 3 条 条例第12条第 2 項の規則で定める整備基準は、別表第 2 のとおりとする。 （適合証の交付の請求） 第 4 条 条例第14条第 1 項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書（様式第 1 号）に、施設整備項目調書（様式第 2 号）及び別表第 3 に掲げる図書を添えて行わなければならない。 2 条例第14条第 1 項の規定により交付する適合証は、様式第 3 号による。 第 5 条 〔略〕 （特定公共的施設の新築等の届出） 第 6 条 条例第17条の規定による届出は、特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の21日前までに、特定公共的施設新築等届（様式第 4 号）に、施設整備項目調書及び別表第 3 に掲げる図書を添えて行わなければならない。 2 条例第17条の規定による届出の内容の変更の届出は、あらかじめ特定公共的施設新築等変更届（様式第 5 号）に施設整備項目調書及び別表第 3 に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えて行わなければならない。 3 条例第17条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基準が適用されない部分の工事の内容の変更
- (2) 工事の着手又は完了の予定年月日に係る変更

第7条～第13条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1 〔略〕

別表第2（第3条関係）

1 建築物

整備項目	整備基準
1 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。	利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 ア 〔略〕 イ 駐車場、学校等（<u>特別支援学校を除く。</u> _____）及び 共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端又は下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合、高さが16

附 則 〔略〕

別表第1 〔略〕

別表第2（第3条関係）

1 建築物

整備項目	整備基準
1 〔略〕	〔略〕 ア 〔略〕 イ 駐車場、学校等（<u>小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの並びに特別支援学校を除く。以下同じ。</u>）及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端又は下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合、高さが16

	センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。		センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。
2 〔略〕	〔略〕 ア～オ 〔略〕 カ 駐車場、学校等_____及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、段がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。	2 階段	利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。 ア～オ 〔略〕 カ 駐車場、学校等(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、段がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。
3 〔略〕	〔略〕 ア～エ 〔略〕 オ 駐車場、学校等_____及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として	3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	利用者の用に供する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。 ア～エ 〔略〕 オ 駐車場、学校等(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として

	視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合は、この限りでない。		視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合は、この限りでない。
4 〔略〕	<u>(1) 利用者の用に供する便所は、当該便所を利用する上で支障がない位置に、利用者が利用する階の階数に相当する数以上設けること。</u> <u>ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件（令和6年国土交通省告示第1074号。次号において「国土交通省告示」という。）に定める基準等に従い配置するものについては、この限りでない。</u> <u>(2) (1)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上は、次に定める構造とすること（共同住宅等を除く。）。</u>ただし	4 便所	<u>(1) 利用者の用に供する便所のうち</u> <u>1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上の便所は、次に定める構造（用途面積が1,000平方メートル未満の公共的施設（公衆便所を除く。）にあっては、アの(イ)及びウの(イ)に定める構造）とすること（共同住宅等を除く。）。</u> <u>ア 1以上の便所は、次に定める構造であること。</u> <u>(イ) 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用できるような十分な空間を確保すること。</u> <u>(イ) 腰掛便座及び手すり等を適切に配置すること。</u> <u>イ アに定める構造の便所（以下「車椅子使用者用便所」という。）が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。</u> ウ 〔略〕 〔新設〕

し、国土交通省告示に定める基準に従い配置するものについては、この限りでない。

ア 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして、次に定める構造の便房（イ及び７の項において「車椅子使用者用便房」という。）を１以上設けること。

(ｱ) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。

(ｲ) 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。

イ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。

ウ １以上の洗面器は、次に定める構造であること。

(ｱ) 上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とすること。

(ｲ) 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。

(3) (1)の規定により設ける便所のうち１（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ１）以上には、洗浄装置付きの汚物流しを設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること（共同住宅等を除く。）。

(4) (1)の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち１以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する

〔新設〕

(2) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所のうち１以上の便所
_____には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する

小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること（共同住宅等を除く。）。

(5) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等、飲食店（用途面積が300平方メートル以上のものに限る。）、公共交通機関の施設、公衆便所及び官公庁の施設にあっては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上には _____、乳幼児を置くことができる設備を設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。ただし、乳幼児を一時的に預けることができる場合は、この限りでない。

(6) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等又は公共交通機関の施設で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあっては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上には _____、乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。

〔削る〕

小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること（共同住宅等を除く。）。

(3) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等、飲食店（用途面積が300平方メートル以上のものに限る。）、公共交通機関の施設、公衆便所及び官公庁の施設にあっては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上の便所には、乳幼児を置くことができる設備を設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。ただし、乳幼児を一時的に預けることができる場合は、この限りでない。

(4) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等又は公共交通機関の施設で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあっては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上の便所には 乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。

(5) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等、公共交通機関の施設又は官公庁の施設で用途面積が2,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあっては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、そ

			れぞれ1)以上の便所には洗淨装置付きの汚物流しを設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。
5	〔略〕	(1) <u>利用者の用に供する駐車場には、次に定める区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること（学校等及び共同住宅等を除く。）。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和6年国土交通省告示第1072号）に定める場合に該当する場合にあっては、この限りでない。</u> <u>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このア及びイにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> <u>イ 当該駐車施設に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</u> (2) 〔略〕	5 駐車場 (1) <u>利用者の用に供する駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること（学校等（特別支援学校を除く。）及び共同住宅等を除く。）。</u> (2) 〔略〕
6	〔略〕		6 〔略〕
7	〔略〕	(1) 次に掲げる場合には、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）を、移動等円滑化	7 高齢者、障害者等が円滑に利用 (1) 次に掲げる場合には、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）を、移動等円滑化

経路にすること（学校等 _____ を除く。）。

ア 建築物に、利用者の用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては当該客席の出入口と同項第3号の構造の車椅子使用者が客席として利用できる部分（同項において「車椅子使用者用客席部分」という。）との間の経路（イ及びウにおいて「車椅子使用者用経路」という。）を含み、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（13の項のウの(ア)の規定により設けられるものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設

できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）

経路にすること（学校等 （特別支援学校を除く。）を除く。）。

ア 建築物に、利用者の用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（ _____

_____直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（13の項のウの(ア)の規定により設けられるものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路 _____

ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設

	から利用居室までの経路（当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合には、車椅子使用者用経路を含む。） エ 〔略〕 (2)・(3) 〔略〕
--	---

8～10 〔略〕

- | | |
|--------|--|
| 11 〔略〕 | <p>(1) 興行場等又は集会場で固定式の椅子の席の数が500以上のものには、
聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。</p> <p>(2) 興行場等又は集会場の客席には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者用客席部分を設けること。</p> <p>ア 当該客席に設ける座席の数が400以下の場合 2</p> <p>イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該客席に設ける座席の数の200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>(3) 車椅子使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車椅子使用者1人につき、幅は90センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。</p> <p>イ～エ 〔略〕</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> |
|--------|--|

12～15 〔略〕

(注) 〔略〕

2～6 〔略〕

別表第3 〔略〕

	から利用居室までの経路 エ 〔略〕 (2)・(3) 〔略〕
--	--

8～10 〔略〕

- | | |
|-------|--|
| 11 客席 | <p>(1) 興行場等又は集会場で固定式の椅子の席の数が500以上のものには、<u>車椅子使用者が客席として利用できる部分（以下「車椅子使用者用客席部分」という。）</u>及び聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>(2) 車椅子使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車椅子使用者1人につき、幅は90センチメートル以上とし、奥行きは110センチメートル以上とすること。</p> <p>イ～エ 〔略〕</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> |
|-------|--|

12～15 〔略〕

(注) 〔略〕

2～6 〔略〕

別表第3 〔略〕

様式第 1 号 〔略〕	様式第 1 号 〔略〕
様式第 2 号その 1 〔別紙〕	様式第 2 号その 1 〔別紙〕
様式第 2 号その 2 ～様式第 6 号 〔略〕	様式第 2 号その 2 ～様式第 6 号 〔略〕